国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則

平成１６年４月１日制定
平成１６年細則第１２号

（趣旨）
第１条　この細則は，国立大学法人大分大学職員給与規程（平成１６年規程第１８号。以下「給与規程」という。）第２５条第４項の規定により，本給の調整額の支給に関し必要な事項を定める。

（適用区分表及び調整基本額表）
第２条　給与規程第２５条に規定する勤務箇所等及び調整基本額は，別表第１及び別表第２に掲げるとおりとする。

（本給の調整額の決定）
第３条　給与規程第２５条に規定する本給の調整額の決定に当たっては，別に定める調書を作成し，本給の調整額の適用要件を確認するものとする。
２　学長は，次の各号のいずれかに該当する場合には，職員に別に定める人事異動通知書を交付し，この場合において，当該異動を発令した時にその効力が発生する。
（１）　本給の調整額を支給する場合（大学院担当発令と同時に本給の調整額を支給する場合を含む。）
（２）　調整数の異なる本給の調整額を支給する場合
（３）　本給の調整額を支給しなくなる場合（大学院担当を免じ，同時に本給の調整額を支給しなくなる場合を含む。）
（４）　大学院の担当（指導）を命ずる場合
（５）　大学院の担当（指導）を免ずる場合
（６）　既に大学院担当を命じられている者に，本給の調整額を支給する場合
（７）　大学院担当を免じないで，本給の調整額を支給しなくなる場合

（大学院担当教員の取扱い）
第４条　大学院研究科の担当を命ずる場合は，当該大学院研究科の教育課程の編成上基礎となる講座に配置される者及び当該大学院研究科の教育内容と関連を有する講座，研究部門，教育研究施設等に配置される者とする。
２　現に大学院研究科の担当を命じられている者が次の各号の一に該当するときは，担当を免ずるものとする。
（１）　大学院研究科を担当する必要がなくなった場合
（２）　出向等，職員の身分を保有したまま大学院研究科を担当しなくなった場合
３　現に大学院研究科の担当を命じられている者が次の一に該当する場合でも，当該職員が当該大学院研究科の教育上必要不可欠な職員である限り，大学院研究科の担当を免ずる必要はないものとする。
（１）　休職
（２）　停職
（３）　派遣
（４）　外国出張
（５）　長期病気休暇
（６）　国立大学法人大分大学内での異動

（本給の調整額を支給する大学院担当教員）
第５条　大学院研究科の担当を命ぜられている教授，准教授，講師及び助教（みなし専門職学位課程主担当教員を含む。以下「教授等」という。）で，当該大学院研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導（以下「講義等」という。）を，年度を通じて２単位以上担当するもの，又は主任として学生に対する研究指導（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）

第１１条に規定するものをいい，１人の学生に対して原則として１人をいうものとする。以下「主任指導」という。）を担当するものに本給の調整額を支給する。

（調整数３の本給の調整額を支給する職員の取扱い）

第６条　主任指導を行う学生には，留学，休学及び停学中のものを含まないものとする。

２　２以上の大学院研究科の学生の主任指導を担当する場合には，当該職員が主任指導を担当する学生の合計人数により，調整数を決定するものとする。

（支給の停止及び開始）

第７条　次の期間については，本給の調整額の支給を停止するものとする。

（１）　休職，停職又は派遣により職務に従事しない期間

（２）　外国出張及び病気休暇（以下「外国出張等」という。）により引き続き９０日を超えた日以降。なお，期間の計算は外国出張等の命令等の日から起算し，勤務を要しない日及び休日を含めて行うものとする。

２　外国出張等による本給の調整額の支給停止及び外国出張等から復帰し支給要件を満たす場合の調整額の支給については，次の各号によるものとする。

（１）　年度の初めから（当該年度の前年から引き続く場合を含む。）当該年度の末日までの外国出張等の場合は，当該年度の４月１日から支給しないものとする。したがって，当該年度の前年から引き続く外国出張等の場合で，その外国出張等の日から９０日の期間が当該年度の４月１日以降となるときでも，当該年度の４月１日以降は支給しないものとする。

（２）　年度の初めから当該年度の途中までの外国出張等の場合は，外国出張等の日から９０日を経過したときに支給を停止し，復帰したとき（外国出張等の命令等の期間中に復帰したときは，命令等の変更を行わない限り命令等の期間が終了したとき）に支給を開始するものとする。

３　年度の途中から担当を命じ本給の調整額を支給する場合は，第５条に規定する支給要件を満たすことを必要条件とする。

（大学院の学生を指導する助教又は助手の取扱い）

第８条　大学院研究科における学生の指導を命じられている助教又は助手で，次の各号のすべてに該当するものに本給の調整額を支給する。

（１）　助教又は助手で，その者が職務を助けている教授等が当該研究科の授業を常時担当しているものであること。

（２）　次に揚げる助教又は助手のうち大学院の学生に対する充分な指導能力を有すると認められる者で，現に教授等を助けて，大学院の学生を直接指導する複雑・困難の高い業務に従事するもの（原則として，助教又は助手としての在職期間が６月に満たない者は除く。）

ア　博士の学位を有する者

イ　博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者（原則として，修士課程修了後５年以上，医大卒業後６年以上の研究歴を有する者又は大学（短大を除く。）卒業後８年以上の研究歴を有する者）

（３）　その者が大学院研究科において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が，年度を通じて合わせて授業４単位分に相当する時間以上（このうち，授業補助指導の従事時間数が２単位相当以上であることを要する。）であること。

２　支給の停止，職務復帰等による支給の開始等は，前条の規定を準用する。

（大学院担当教員である医学部附属病院医師の取扱い）

第９条　医学部附属病院の結核病棟，精神病棟又は集中治療病棟における医師が，大学院研究科の授業等を担当する場合は，医学部附属病院及び大学院研究科に係る本給の調整額の調整数を合算するものとする。

（大学院担当教員である教育学部附属学校園職員の取扱い）
第１０条　教育学部附属学校園の校長又は園長が，大学院研究科のみなし専門職学位課程主担当教員として授業等を担当する場合は，教育学部附属学校園及び大学院研究科に係る本給の調整額を合算するものとする。
２　前項の職員のみなし専門職学位課程主担当教員としての調整基本額は，当該教員とみなされた職務の級に基づき，第２条の調整基本額表ウに定める額とする。

（雑則）
第１１条　この細則の実施に関し必要な事項は，学長が定める。

附　則
１　この細則は，平成１６年４月１日から施行する。
２　給与規程第２５条第２項の規定にかかわらず，平成１８年３月３１日までの間においては，人事院規則９－６－２５附則第２項及び第３項の規定を準用して得られる額をもって本給の調整額とする。

附　則（平成１７年細則第８号）
この細則は，平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平成１８年細則第１２号）
１　この細則は，平成１８年４月１日より施行する。
２　給与規程第２５条の規定により本給の調整額を支給される職員（次項において「本給の調整額適用職員」という。）のうち，その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には，この細則による改正後の国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則（以下「本給の調整額支給細則」という。）第２条の規定をもとに算出された本給の調整額のほか，その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）本給の調整額として支給する。
（１）　平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日まで　１００分の１００
（２）　平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日まで　１００分の７５
（３）　平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで　１００分の５０
（４）　平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで　１００分の２５
３　前項に規定する経過措置基準額とは，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額をいう。
（１）　この細則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き本給の調整額適用職員である職員　同日にその者に適用されていた調整基本額
（２）　施行日以降に新たに本給の調整額適用職員となった職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。）　施行日の前日に新たに本給の調整額適用職員となった場合に同日にその者に適用されることとなる本給表，職務の級及び号給を基礎として改正前の本給の調整額支給細則第２条の規定を適用した場合その者に適用されることとなる調整基本額

附　則（平成１８年細則第４１号）
この細則は，平成１８年１０月１７日から施行する。

附　則（平成１９年細則第１３号）
この細則は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年細則第２６号）
この細則は，平成１９年１２月２５日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分

大学本給の調整額支給細則の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年細則第４号）
この細則は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年細則第４１号）
この細則は，平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年細則第９号）
この細則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年細則第２４号）
（施行期日）
１　この細則は，平成２２年１２月１日から施行する。
（５５歳を超える職員の本給の調整額の減額支給）
２　当分の間，５５歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で，その号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。）に対する本給の調整額の支給に当たっては，当該職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日以後，当該職員のうける本給の調整額の額に１００分の１．５を乗じて得た額を減じた額を支給する。

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	６級
教育職本給表（一）	５級
教育職本給表（二）	４級
教育職本給表（三）	４級
医療職本給表（一）	６級
医療職本給表（二）	６級

附　則（平成２４年細則第７号）
この細則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年細則第１２号）
１　この細則は，平成２７年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２６年４月１日から適用する。
（差額の支給）
２　平成２７年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により，改正前の国立大学法人大分大学本給の調整額支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては，施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附　則（平成２６年細則第２０号）
この細則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年細則第１１号）
この細則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和２年細則第１５号）
この細則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年細則第１９号）

この細則は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年細則第１１号）

（施行期日）

１　この細則は，令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　当分の間，職員の本給の調整額は，当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日以後，当該職員の受ける本給の調整額に１００分の７０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。

３　前項の規定は，次に掲げる職員には適用しない。

（１）　大学教員（教授，准教授，講師，助教及び助手をいう。）

（２）　前号に該当する職を除く労働契約の期間を定めて採用される者であって，学長から前項の適用除外の承認を得た者

（３）　国立大学法人大分大学職員就業規則（平成１６年規則第５号。以下「就業規則」という。）第１２条の４第１項又は第２項の規定により就業規則第１２条の２第１項に規定する異動期間（就業規則第１２条の４第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長している就業規則第１２条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

（４）　就業規則第２２条の規定により定年を延長している職員（就業規則第２１条第２項に規定する定年退職日において，国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和５年規程第２１号）附則第２項の規定が適用されていた職員を除く。）

附　則（令和７年細則第３５号）

この細則は，令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）
適用区分表

勤務箇所	職　　員	調整数
Ａ－（１）	教授，准教授，講師又は助教で大学院担当を命じられた者（専門職学位課程の主担当とみなされた教員（以下「みなし専門職学位課程主担当教員」という。）を含む。以下「大学院担当教員」という。）のうち，大学院研究科の博士課程後期を担当する者で主任として学生（医系研究科にあっては５人以上，それ以外にあっては４人以上）に対する研究指導に常時従事するもの	３
Ａ－（２）	大学院担当教員のうち，大学院研究科の博士課程を常時担当する者（Ａ－（１）に該当する者を除く。）	２
Ａ－（３）	大学院担当教員のうち，大学院研究科の修士課程又は専門職学位課程を常時担当する者	１
Ａ－（４）	大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で学長が別に定めるもの	１
Ｂ－（１）	医学部（附属病院を除く。）において，危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	１
Ｂ－（２）	医学部（附属病院を除く。）において，Ｂ－（１）に掲げる者と同等であると学長が認める者	１
Ｃ－（１）	医学部及び研究マネジメント機構において，危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員で学長が認める者	１
Ｄ－（１）	医学部附属病院において，重症心身障害児（以下「重障児」という。）を専ら入院させるための病棟（以下「重障児病棟」という。）に勤務する保育士	５
Ｄ－（２）	医学部附属病院において，重障児病棟に勤務する看護助手	５
Ｄ－（３）	医学部附属病院において，重障児病棟に勤務する看護師長，副看護師長，看護師（以下，この表にある「看護師」には，「助産師」を含む。）及び准看護師	４
Ｄ－（４）	医学部附属病院において，重障児の診療に直接従事することを本務とする医師	４
Ｄ－（５）	医学部附属病院において，重障児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法技術職員及びマッサージ師	４
Ｄ－（６）	医学部附属病院において，重障児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法師	４
Ｄ－（７）	医学部附属病院において，重障児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	４
Ｄ－（８）	医学部附属病院において，結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」）に勤務する看護助手	３
Ｄ－（９）	医学部附属病院において，結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長（当該病棟のみを担当している者に限る。），副看護師長，看護師及び准看護師	２
Ｄ－（１０）	医学部附属病院において，結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師又は歯科医師	２
Ｄ－（１１）	医学部附属病院において，危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし，入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	２

Ｄ－（１２）	医学部附属病院において，放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	２
Ｄ－（１３）	医学部附属病院において，精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	２
Ｄ－（１４）	医学部附属病院において，危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	２
Ｄ－（１５）	医学部附属病院において，結核病棟，精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる為の病棟（学長が別に定めるものに限る。以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（Ｄ－（９）に該当する場合を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する副看護師長，看護師及び准看護師	１
Ｄ－（１６）	医学部附属病院において，集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（学長が別に定めるものに限る。）	１
Ｄ－（１７）	医学部附属病院において，重障児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士	１
Ｄ－（１８）	医学部附属病院において，受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員（学長が別に認めるものに限る。）	１
Ｅ－（１）	教育学部附属小学校及び中学校において，特別支援学級を担当し，特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	２
Ｆ－（１）	教育学部附属特別支援学校において，特別支援教育に直接従事することを本務とする教頭，教諭，助教諭及び講師	２
Ｆ－（２）	教育学部附属特別支援学校に勤務する養護教諭及び養護助教諭	２
Ｆ－（３）	教育学部附属特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員	２
Ｆ－（４）	教育学部附属特別支援学校に勤務する教頭，教諭，助教諭及び講師（Ｆ－（１）に該当する場合を除く。）	１
Ｆ－（５）	教育学部附属特別支援学校に勤務する校長	１

別表第２（第２条関係）
　調整基本額表
ア　一般職本給表（一）

職務の級	調整基本額
１級	６，６００円
２級	８，５００円
３級	９，６００円
４級	１０，２００円
５級	１０，６００円
６級	１１，２００円
７級	１２，１００円
８級	１２，７００円
９級	１４，３００円
１０級	１５，９００円

イ　一般職本給表（二）

職務の級	調整基本額
１級	６，０００円
２級	７，４００円
３級	８，５００円
４級	８，７００円
５級	９，６００円

ウ　教育職本給表（一）

職務の級	調整基本額
１級	９，０００円
２級	１０，５００円
３級	１１，９００円
４級	１２，７００円
５級	１５，０００円

エ　教育職本給表（二）

職務の級	調整基本額
１級	９，０００円
２級	１１，１００円
特２級	１１，５００円
３級	１１，９００円 （給与規程別表第２ロ備考を適用する職員にあっては，１２，２００円）
４級	１３，１００円

オ　教育職本給表（三）

職務の級	調整基本額
１級	８，４００円
２級	１１，０００円
特２級	１１，３００円
３級	１１，５００円 （給与規程別表第２ハ備考を適用する職員にあっては，１１，８００円）

４級	１２，７００円

カ　医療職本給表（一）

職務の級	調整基本額
１級	６，２００円
２級	８，０００円
３級	９，１００円
４級	９，７００円
５級	１０，５００円
６級	１１，３００円
７級	１２，２００円
８級	１３，８００円

キ　医療職本給表（二）

職務の級	調整基本額
１級	８，１００円
２級	９，４００円
３級	９，７００円
４級	１０，０００円
５級	１０，４００円
６級	１１，６００円
７級	１２，５００円